

2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けた
ロードマップ評価・検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 カーボンニュートラル実現に必要な取組等を定めた「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」について、ロードマップの実効性を高めるために評価・検証を行う、2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ評価・検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 委員会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) カーボンニュートラル実現に向けた取組の進捗や効果について検証・評価すること。
- (2) 取組の見直しに関すること。
- (3) その他取組の推進に必要な事項を検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、栃木県環境森林部気候変動対策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4（2022）年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7（2025）年5月12日から施行する。